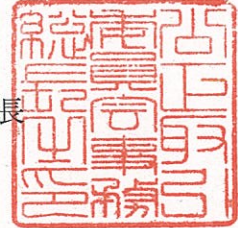


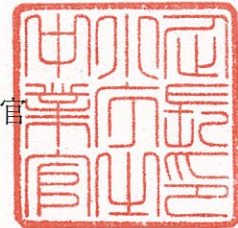
公取企第78号  
20150915 中庁第1号  
平成27年9月24日

事業者団体 代表者 殿

公正取引委員会事務総長



中小企業庁長官



#### 下請取引適正化推進月間の実施について

貴団体におかれましては、平素から、下請取引の適正化及び下請中小企業の振興に多大なる御尽力を頂き、感謝いたしております。

公正取引委員会及び中小企業庁では、従来、下請取引の一層の適正化を推進するため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）の効果的な運用等に努めているところであり、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に行っております。

本年度においても、別添実施方針に基づき、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課及び各地方事務所等並びに中小企業庁事業環境部取引課及び各経済産業局等において、それぞれ下請取引適正化推進講習会の実施等により、下請法の普及・啓発を行うことといたしました。引き続きこれに関する広報等について御協力方よろしくお願い申し上げます。

# 「下請取引適正化推進月間」の実施について (実施方針)

平成 27 年 9 月  
公正取引委員会  
中小企業庁

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請取引の適正化について、従来、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の迅速かつ効果的な運用、違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、その推進を図ってきている。

特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発事業を集中的に行うこととしており、本年度の下請取引適正化推進月間においては下記の事業を行う（詳細は別紙参照）。

## 記

- 1 47都道府県（61会場）において、下請取引を行う事業者を対象に、下請法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底するために下請取引適正化推進講習会を開催する。
- 2 新聞、雑誌、インターネット等を通じ、全国的に下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。
- 3 都道府県、下請企業振興協会、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、事業者団体等の機関誌を通じ、下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。
- 4 公正取引委員会、経済産業省、都道府県、中小企業関係団体、事業者団体等の施設にポスターを掲示することにより、下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。

(問い合わせ先)

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課	電話 03(3581)3375 (直通)
中小企業庁事業環境部取引課	電話 03(3501)1732 (直通)

# 下請取引適正化推進月間の事業

## 1 下請取引適正化推進講習会の開催（公正取引委員会及び中小企業庁主催）

### 47都道府県（61会場）

公正取引委員会主催			中小企業庁・経済産業局主催		
都道府県	開催日		都道府県	開催日	
北海道	11月6日	(金)	秋田県	11月26日	(木)
〃	11月13日	(金)	山形県	11月27日	(金)
〃	11月24日	(火)	福島県	11月18日	(水)
青森県	11月5日	(木)	茨城県	11月10日	(火)
岩手県	11月11日	(水)	東京都	11月12日	(木)
宮城県	11月19日	(木)	〃	11月17日	(火)
栃木県	11月20日	(金)	〃	11月25日	(水)
群馬県	11月25日	(水)	神奈川県	11月20日	(金)
埼玉県	11月17日	(火)	新潟県	11月5日	(木)
千葉県	11月13日	(金)	山梨県	11月27日	(金)
東京都	11月4日	(水)	静岡県	11月2日	(月)
〃	11月24日	(火)	愛知県	11月13日	(金)
〃	11月30日	(月)	富山県	11月19日	(木)
長野県	11月6日	(金)	石川県	11月20日	(金)
岐阜県	11月10日	(火)	福井県	11月6日	(金)
愛知県	11月24日	(火)	兵庫県	11月10日	(火)
三重県	11月17日	(火)	大阪府	11月13日	(金)
滋賀県	11月20日	(金)	〃	11月25日	(水)
京都府	11月11日	(水)	和歌山県	11月27日	(金)
大阪府	11月4日	(水)	鳥取県	11月10日	(火)
〃	11月17日	(火)	島根県	11月11日	(水)
奈良県	11月30日	(月)	山口県	11月13日	(金)
岡山県	11月9日	(月)	愛媛県	11月20日	(金)
広島県	11月2日	(月)	高知県	11月27日	(金)
〃	11月4日	(水)	福岡県	11月17日	(火)
徳島県	11月20日	(金)	佐賀県	11月20日	(金)
香川県	11月24日	(火)	熊本県	11月26日	(木)
福岡県	11月5日	(木)	宮崎県	11月30日	(月)
〃	11月6日	(金)			
長崎県	11月11日	(水)			
大分県	11月9日	(月)			
鹿児島県	11月13日	(金)			
沖縄県	11月19日	(木)			

## 2 各種媒体による広報

### (1) 政府広報等

- ① 経済産業省公報
- ② 公正取引委員会及び中小企業庁のホームページ
- ③ 政府インターネットテレビ
- ④ 新聞（一般紙，業界紙）

### (2) 都道府県及び中小企業団体等の機関誌

都道府県，下請企業振興協会，商工会議所，商工会連合会及び商工会，中小企業団体中央会，事業者団体等の機関誌

## 3 ポスターの掲示

公正取引委員会（本局及び地方事務所等）の庁舎，経済産業省及び経済産業局の各庁舎，都道府県，下請企業振興協会，商工会議所，商工会連合会及び商工会，中小企業団体中央会，事業者団体等の施設

# 11月は下請取引適正化推進月間です。

## 平成27年度下請取引適正化推進月間キャンペーン標語

### 押しつけず 叩かず 決めよう 適正価格

11月は下請取引適正化推進月間です。全国各地において下請取引適正化推進講習会(参加費無料)を開催するほか、公正取引委員会(本局及び地方事務所等)や中小企業庁及び経済産業省の地方経済産業局等で、下請取引に関する相談等にも応じています。詳しくは次の連絡先にお問い合わせください。

公正取引委員会 取引部企業取引課 03-3581-3375 (ホームページ <a href="http://www.jftc.go.jp/">http://www.jftc.go.jp/</a> )		中小企業庁 事業環境部取引課 03-3501-1732 (ホームページ <a href="http://www.chusho.meti.go.jp/">http://www.chusho.meti.go.jp/</a> )	
北海道事務所	011-231-6300	北海道経済産業局	011-709-1783
東北事務所	022-225-8420	東北経済産業局	022-221-4922
取引部企業取引課	03-3581-3375	関東経済産業局	048-600-0325
中部事務所	052-961-9424	中部経済産業局	052-589-0170
近畿中国四国事務所	06-6941-2176	近畿経済産業局	06-6966-6037
中国支所	082-228-1501	中国経済産業局	082-224-5661
四国支所	087-812-5760	四国経済産業局	087-811-8529
九州事務所	092-431-6032	九州経済産業局	092-482-5450
沖縄総合事務局総務部 公正取引室	098-866-0049	沖縄総合事務局経済産業部	098-866-1755

下請取引については、「下請代金支払遅延等防止法」や「下請中小企業振興法」による振興基準において、親事業者(発注者)の義務や禁止行為のルールなどが定められています。公正取引委員会及び中小企業庁では、定期的の下請取引の実態を調査し、下請取引適正化のための指導を行っています。

#### 下請代金支払遅延等防止法

##### 【親事業者の義務】

- 取引条件等を記載した注文書の交付
- 下請取引に関する事項を記載した書類の作成と保存
- 下請代金の支払期日を定めること
- 遅延利息の支払

##### 【親事業者の禁止行為】

- 受領拒否
- 下請代金の支払遅延
- 下請代金の減額
- 返品
- 買ったたき
- 物の購入強制・役務の利用強制
- 報復措置
- 有償支給原材料等の対価の早期決済
- 割引困難な手形の交付
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 不当な給付内容の変更・やり直し

#### 下請中小企業振興法

##### 【振興基準】

- 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善
- 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善
- 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化
- 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善
- 下請事業者の連携の推進
- 下請事業者の自主的な事業の運営の推進
- 下請取引に係る紛争の解決の促進

(広報原案2)

押しつけず 叩かず 決めよう 適正価格  
～11月は下請取引適正化推進月間です～  
公正取引委員会／中小企業庁

公正取引委員会及び中小企業庁は、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請代金支払遅延等防止法（通称「下請法」）及び下請中小企業振興法（通称「下請振興法」）の普及啓発を図っています。

全国各地において下請取引適正化推進講習会を開催するほか、下請取引に関する質問等にも応じています。

詳細は、公正取引委員会のホームページ (<http://www.jftc.go.jp/>)  
又は中小企業庁のホームページ (<http://www.chusho.meti.go.jp/>)  
を御覧ください。